

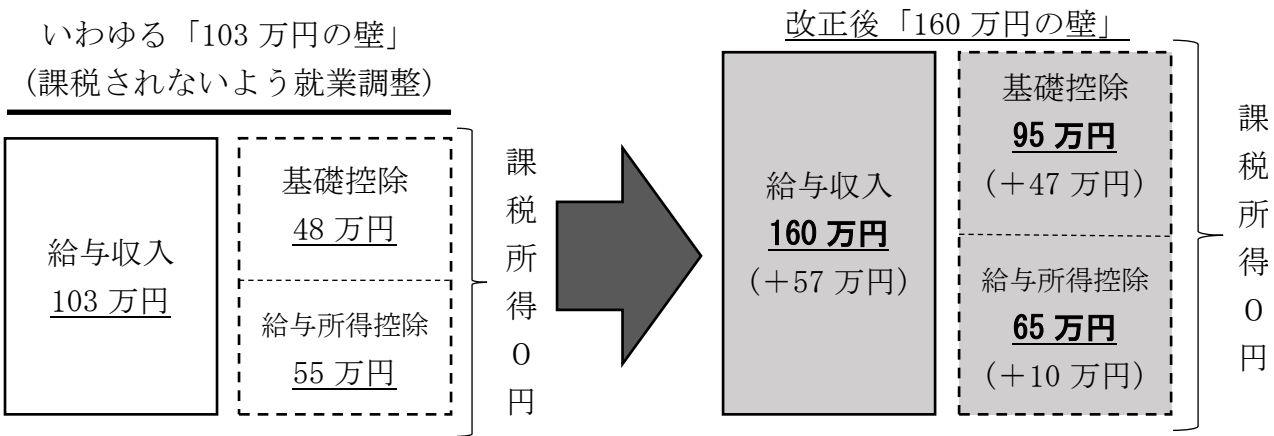
令和 7 年分所得税・令和 8 年度住民税が変わります!!

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から所得税の基礎控除額、給与所得控除の最低保障額及び配偶者・扶養控除等的人的控除の所得要件が引き上げられました。併せて大学生年代の子等に係る新たな控除の創設、子育て支援に関する政策税制が改正されました。

基礎控除・給与所得控除の引き上げ

- ①所得 2,350 万円以下の個人の**基礎控除**が所得に応じて **10 万円～47 万円**引き上げ**(所得税のみ)**
 - ②**給与所得控除**の最低保証額が **10 万円**引き上げ**(所得税・住民税共通)**
- 【適用時期】令和 7 年分以降の所得税、令和 8 年度分以降の住民税

〈改正のイメージ(所得税)〉



①基礎控除の控除額

本人の合計所得	所得税		住民税 (改正なし)
	改正前	改正後	
132 万円以下	48 万円	95 万円	43 万円
336 万円以下		88 万円※	
489 万円以下		68 万円※	
655 万円以下		63 万円※	
2,350 万円以下		58 万円	
2,400 万円以下		48 万円	
2,450 万円以下	32 万円		29 万円
2,500 万円以下	16 万円		15 万円
2,500 万円超	0 円		0 円

※令和 7・8 年分限りの措置
令和 9 年分以降は 58 万円

②給与所得控除の控除額 (所得税・住民税共通)

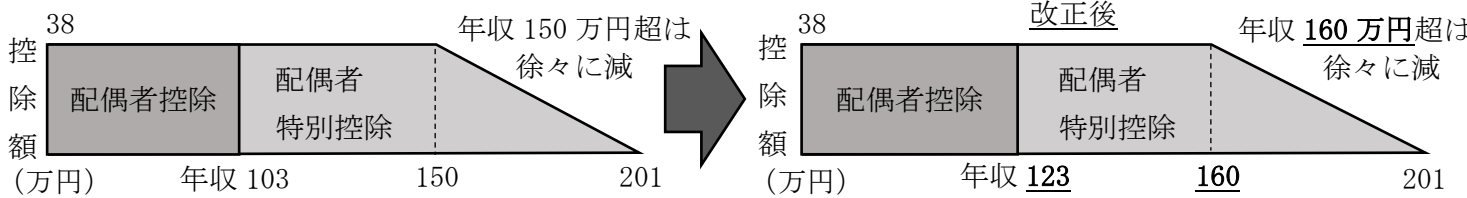
給与収入 (A)	改正前	改正後
162.5 万円以下	55 万円	<u>65 万円</u>
180 万円以下	$A \times 40\% - 10$ 万円	
<u>190 万円以下</u>	$A \times 30\% + 8$ 万円	
360 万円以下		$A \times 30\% + 8$ 万円
660 万円以下	$A \times 20\% + 44$ 万円	
850 万円以下	$A \times 10\% + 110$ 万円	
850 万円超	195 万円 (上限)	

配偶者・扶養控除等的人的控除の所得要件の引き上げ

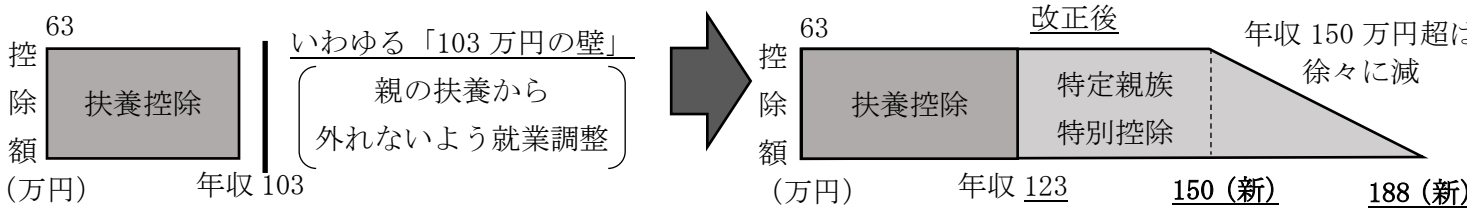
- ①配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・勤労学生控除等の**所得要件**が **10 万円**引き上げ
 - ②**特定扶養親族**については所得が **58 万円～123 万円**までの場合、**特定親族特別控除**が新設
- 【適用時期】令和 7 年分以降の所得税、令和 8 年度分以降の住民税

〈改正のイメージ (所得税)〉

○「配偶者」に対する控除



○「特定扶養親族 (大学生相当)」に対する控除



特定扶養親族 (大学生相当) に対する控除額

種類	親族等の合計所得	給与収入	控除額	
			所得税	住民税
扶養控除	58 万円以下 (改正前：48 万円)	123 万円以下 (改正前：103 万円)	63 万円	45 万円
【新設】 特定親族特別控除	58 万円超 85 万円以下	123 万円超 150 万円以下	63 万円	45 万円
	90 万円以下	155 万円以下	61 万円	
	95 万円以下	160 万円以下	51 万円	
	100 万円以下	165 万円以下	41 万円	
	105 万円以下	170 万円以下	31 万円	
	110 万円以下	175 万円以下	21 万円	
	115 万円以下	180 万円以下	11 万円	
	120 万円以下	185 万円以下	6 万円	
	123 万円以下	188 万円以下	3 万円	
	123 万円超	188 万円超	(対象外)	

勤労学生控除の所得要件 (給与収入要件)

種類	本人の合計所得	給与収入	控除額	
			所得税	住民税
勤労学生控除	85 万円以下 (改正前：75 万円)	150 万円以下 (改正前：130 万円)	27 万円	26 万円

人的控除の改正まとめ

【適用時期】 令和 7 年分以降の所得税、令和 8 年度分以降の住民税

控除の種類	控除額（所得税）	所得要件	
基礎控除	最高 48 万円 ⇒ 最高 95 万円 ※詳細は表面参照	本人	所得 2, 400 万円超から徐々に減 2, 500 万円超で 0 円 ⇒ 所得 132 万円 超から徐々に減 2, 500 万円超で 0 円
配偶者控除	70 歳未満 38 万円 70 歳以上 48 万円	同一生計配偶者	所得 48 万円以下 ⇒ 所得 58 万円以下
配偶者特別控除	最高 38 万円	一定の配偶者	所得 48 万円超 133 万円以下 ⇒ 所得 58 万円超 133 万円以下
扶養控除	16～18 歳, 23～69 歳 38 万円 70 歳以上 48 万円(同居 58 万円) 19～22 歳 63 万円	16 歳以上の 扶養親族	所得 48 万円以下 ⇒ 所得 58 万円以下
【新設】 特定親族特別控除	最高 63 万円	19～22 歳の 一定の親族	所得 58 万円超 123 万円以下
障害者控除	27 万円 特別障害 40 万円(同居 75 万円)	同一生計配偶者 または扶養親族	所得 48 万円以下 ⇒ 所得 58 万円以下
寡婦控除	27 万円	扶養親族	
ひとり親控除	35 万円	生計を 一にする子	
勤労学生控除	27 万円	本人 (勤労学生)	所得 75 万円以下 ⇒ 所得 85 万円以下

子育て支援に関する政策税制

○子育て世帯等に対する住宅ローン控除の延長

①子育て世帯等における借入限度額上限の**上乗せ**が**令和 7 年入居分まで延長**

②新築住宅の床面積要件を **40 ㎡以上**（原則：50 ㎡以上）に緩和する措置（合計所得金額 1, 000 万円以下の者に限る）を**令和 7 年（改正前：令和 6 年）12 月 31 日まで**に延長

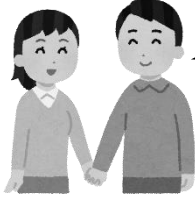
項目		【改正後】 7 年入居分も対象に	
		子育て世帯等	左記以外
借入限度額	認定住宅（長期優良、低炭素）	5, 000 万円	4, 500 万円
	ZEH 水準省エネ住宅	4, 500 万円	3, 500 万円
	省エネ基準適合住宅	4, 000 万円	3, 000 万円
	その他の住宅	0 円（令和 5 年までに建築確認又は令和 6 年 6 月 30 日までに 建築された場合は 2, 000 万円）	

※子育て世帯等とは、18 歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが 39 歳以下の者をいう。

【その他】

○子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充（所得税のみ）〔令和 7 年分限りの措置〕

よくある質問



妻がパートで働いています。令和 7 年中の収入がいくらまでなら税金上の扶養にとることができますか？

給与収入のみの場合、令和 7 年中の収入が 123 万円以下であれば配偶者控除をとることができます。



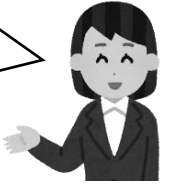
令和 7 年中の収入が給与のみの場合、令和 8 年度の住民税が非課税となるのはいくらまでですか？

住民税は合計所得金額が 38 万円以下の場合、非課税となります。給与収入のみの場合、給与所得控除を差し引いた後の所得が 38 万円となるのは、給与収入金額が 103 万円以下の場合です。
※扶養親族等の人数やご本人の状況（障害者、未成年者等）などによって非課税の基準は変わります。



20 歳の大学生の子供がいます。その子の令和 7 年中の給与収入が 160 万円でした。控除の対象になりますか？

扶養控除の対象にはなりませんが、新設された特定親族特別控除の対象となります。
給与収入が 160 万円の場合、給与所得は 95 万円となり、所得税の控除額は 51 万円、住民税の控除額は 45 万円となります。



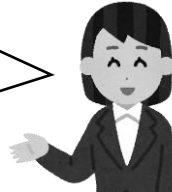
アルバイトをしている大学生です。給与収入のみの場合、いくらまでなら勤労学生控除をうけることができますか？

令和 7 年中の給与収入が 150 万円以下であれば勤労学生控除をうけられます。



特定親族特別控除に該当する場合も扶養親族として扱われますか？

特定親族特別控除に該当する場合は、合計所得金額に応じて控除額の適用はありますが、扶養親族としては扱われません。そのため住民税非課税の判定等における扶養親族数には含まれません。



■問合せ先 住民税務課税務係 電話：5 5－2 1 1 1（内線 1 2 5）